

(農林水産委員会)

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第五号）（衆議院送

付）要旨

本法律案は、昨今の水産加工品の原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に鑑み、現行法の有効期限を五年間延長し、令和十年三月三十一日までとしようとするものである。